

鳥及び新型インフルエンザに関する大使館の支援Q & A

在インドネシア日本国大使館
平成19年7月

Q1 鳥インフルエンザ予防のための注意事項は何ですか。

- A 大使館ホームページに「予防対策」を掲載していますのでご参照ください。なお、鳥インフルエンザ対策に関しては、在留邦人の皆様のみならず、インドネシア人の家事補助者、運転手等、身近にいる人々の予防対策も重要です。これらの方々に配布できるインドネシア語版の資料も用意し、大使館ホームページに掲載していますのでご参照ください。
(大使館ホームページ http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html)

Q2 大使館（日本政府）が発出する渡航情報はどのようなものですか。

- A 外務省は、感染発生国・地域については、WHOが宣言する各フェーズに応じ、以下のパターンで「感染症危険情報」を発出することを想定しています（ただし、感染拡大の速度によっては、必ずしも以下のパターンで順を追って発出するとは限りません。なお、感染未発生国・地域についても、世界的な感染拡大の状況や現地の医療事情等を勘案した上で、感染症危険情報等による情報提供を行っていきます）。

フェーズ4直前（WHOよりフェーズ4が間近に宣言されると判断される時点）

- <渡航者向け> 「渡航の是非を検討してください。」
<在留邦人向け> 「予め今後の退避の可能性も含め検討してください。」

フェーズ4～5（WHOよりフェーズ4または5が宣言された時点）

- <渡航者向け> 「渡航は延期してください。」
<在留邦人向け> 「今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。」（ただし、WHOの感染拡大封じ込め措置によって封鎖された地域の邦人の皆様には、同措置への協力を呼び掛ける予定です。）

フェーズ6（WHOよりフェーズ6が宣言された時点）

- <渡航者向け> 「渡航は延期してください。」
<在留邦人向け> 「現地の安全な場所に留まり、感染予防対策を徹底してください。」

なお、新型インフルエンザの出現時期や流行規模、感染拡大の速度を完全に予測することは困難なため、日頃から最新の関連情報に注意し、「感染症危険情報」の発出を待たずとも自己の判断で迅速に対応できるよう心掛けてください。

Q3 WHOがフェーズ4を宣言した後、大使館は鳥及び新型インフルエンザに関する情報をどのように在留邦人へ伝達する予定ですか。

A 大使館では、「在ジャカルタ総領事館からのお知らせ」という形で、大使館ホームページ、ファックス等を通じて鳥インフルエンザ対策について随時情報提供を行ってきています。また、海外邦人安全対策連絡協議会の場で在留邦人との意見交換を行うとともに、日本から派遣された感染症専門家による在留邦人に対する説明会も実施しています。フェーズ4以降もこれらの連絡手段を通じ邦人の皆様との連絡を密に行っていく所存です（ただし、二次感染予防の観点から、説明会等の開催については感染拡大状況等を踏まえ検討します）。

Q4 現地における残留邦人への治療・医療支援体制はどのようなになっていますか。

A 感染が疑われる場合には、早急に最寄りの信頼できる医療機関にて受診してください。大使館では、当地医療事情等に関する情報提供を行っています。

Q5 タミフルの備蓄状況はどのようなになっていますか。

A (イ) 政府は、平成17年11月に策定の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、緊急対処用として、海外邦人約10万人分の「タミフル」を調達し、備蓄済みです。
(ロ) 「タミフル」は発症後、速やかに投与する必要があるため、これまでに鳥インフルエンザが確認され、インドネシアを含む新型インフルエンザ発生の蓋然性が高い国・地域及びその周辺国や、渡り鳥の飛来ルートにある国・地域、更に医療水準が良好とは言えない国・地域等に重点を置いています。
(ハ) なお、「タミフル」は処方薬であり、現地医療機関での治療・処方を受けることが原則です。大使館や総領事館での備蓄は、あくまでもタミフル払底等緊急かつ特例的な状況下における応急措置の備えを進めるという趣旨であり、引き続き邦人の皆様が十分な注意の下、関連情報の把握、必要な予防措置及び万一に備えての準備を進められるようお願いしたいと考えています。

Q6 在留邦人に対するタミフル供与の方法はどのようなになりますか。

A 「タミフル」は処方薬であり、インドネシアを含めて、現地医療機関での治療・処方を受けることが原則です。海外邦人が感染した場合に適切な治療が行われるよう、大使館では、現地の医療事情や医療体制を把握し、診療機関や受診方法などに関する情報を提供することとしています。ただし、現地の医療機関の対応能力等により、適切な治療が受けられないことも想定されるため、その場合、海外邦人の生命、身体を守るための緊急的な対応として大使館・総領事館備蓄の「タミフル」を活用することになります。

Q 7 各企業におけるタミフル備蓄に対する支援はどのようなものですか。

A 上記Q 5 及びQ 6 に対する回答のとおり、大使館・総領事館での備蓄は、あくまでもタミフル払底等緊急かつ特例的な状況下における応急措置の備えを進めるという趣旨です。まずは、各企業、個人が十分な注意の下、関連情報の把握、必要な予防措置及び万一に備えての準備を進められるように呼びかけを行っていますが、タミフル備蓄について直接的な支援は行っていません。

Q 8 民間機が運航停止した場合に特別機など邦人の脱出手段の確保はどうなりますか。

A 新型インフルエンザの発生により民間航空機（定期便）が運航停止する場合には、チャーター機等による輸送手段も検討しますが、チャーター機等の確保には、WHOの勧告を受けた現地政府の措置等の制約要因もあります。このため、WHOフェーズが4になる可能性が高まる場合には、民間航空機（定期便）が運航しているうちに退避されることをお勧めします。なお、パンデミック（世界的大流行）になった場合は、移動すること自体が危険になっている可能性があるため、在留邦人の皆様には現地に留まり、感染予防策を徹底するよう呼びかけることとしています。

Q 9 一時帰国した日本人子女の学校などの受け入れ体制はどうなっていますか。

A 一時帰国した子女の受入については、教育委員会と学校側で受け入れ先の調整を行います。

Q 10 インドネシアから脱出した邦人の帰国受け入れと管理体制はどうなっていますか。

A インドネシアにて新型インフルエンザが発生した場合、検疫所は、政府の新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、インドネシアからの入国者が新型インフルエンザ患者である疑いがある場合には検疫法に基づく停留を行うなど検疫を強化することになります。

Q 11 インドネシア政府の鳥インフルエンザ対策強化のためどのような働きかけをおこなっていますか。

A 日本政府はあらゆる機会をとらえ、インドネシア政府側と鳥インフルエンザ対策に関し議論及び働きかけを行ってきています。昨年11月のユドヨノ大統領の訪日における安倍総理との首脳会談においても、鳥インフルエンザ対策の重要性に関し議論が行われ、また、会談後に発表された共同声明においても、鳥インフルエンザに関する懸念、日インドネシア間での情報交換の緊密化、及び日本の支援の強化について言及されています。また、大使館はインドネシア政府（保健省、農業省、鳥インフルエンザ国家対策委員会等）と日常的に連絡を取り、鳥インフルエンザ対策強化を働きかけるとともに、情報交換等の協力を推進しています。